

奈良県スキー連盟規約

昭和29年 1月12日	一部改正
昭和61年 6月21日	一部改正
昭和62年11月 7日	一部改正
平成 2年 5月13日	一部改正
平成 3年10月27日	一部改正
平成 8年 5月11日	一部改正
平成 9年11月15日	一部改正
平成12年11月12日	一部改正
平成17年10月16日	一部改正
平成18年 5月21日	一部改正
平成19年 5月12日	一部改正
平成19年10月14日	一部改正
平成20年10月 5日	一部改正
平成29年 4月 8日	一部改正

第1章 総則

第1条 この連盟は、奈良県スキー連盟と称する。

第2条 奈良県スキー連盟（以下、「連盟」という）は、奈良県におけるスキーの健全な発達および振興に必要な事業を行い、もって奈良県スポーツ界の進展に寄与することを目的とする。

第3条 連盟は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

1. スキー体育の啓発および普及
2. スキー技術の研究および指導
3. スキー競技会、研修会、講習会、検定会、講演会等、各種行事の実施
4. 他の関係団体との連絡および協調
5. その他目的達成のために必要な事業

第4条 連盟の事務所は、理事長が指定する奈良県内に置く。

第2章 組織

第1節 加盟等

第5条 連盟は、奈良県内に所在するスキー団体をもって組織する。

第6条 連盟に加盟しようとする団体は、次に掲げる事項を記載した書類を添えて、加盟を申請しなければならない。

1. 名称
2. 事務所所在地
3. 当該団体に所属する5名以上のSAJ登録予定会員名
4. 代表者の住所および氏名

5. 連盟の評議員予定者の住所および氏名

6. 規約

第7条 連盟への加盟は、理事会を経て評議員会の承認を得なければならない。

第8条 連盟から脱退しようとするときは、会長に脱退届けを提出しなければならない。

第9条 1. 連盟に所属する団体（以下、「所属団体」という）が、この規約に違反し、その他連盟にとって不都合な行為をしたときは、評議員会の議決によりこれを除名することができる。

2. 2年間続けて登録が行われない所属団体については、奈良県スキー連盟会長名にて退会手続きをとることができる。

第2節 名誉役員

第10条 連盟に、次に掲げる名誉役員を置くことができる。

名誉顧問 若干名

名誉会長 1名

顧問 若干名

参与 若干名

第11条 1. 名誉役員は、理事会の推挙により、評議員会の承認を得て、会長が委嘱する。

2. 名誉役員は、連盟の重要な事項に関し、会長の諮問に応ずる。

第3節 役員

第12条 連盟に、次に掲げる役員を置く。

会長 1名

副会長 若干名

理事長 1名

常任理事 9名（総務部会3名、競技部会3名、教育部会3名）

理事 18名（総務部会6名、競技部会6名、教育部会6名）

評議員 所属団体各1名（SAJ登録者）

会計監事 2名

第13条 1. 会長および副会長は、理事会で推挙し、評議員会の賛同を得る。

2. 会長は、連盟を統轄し、これを代表する。

3. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。

第14条 1. 理事は常任理事会で所属団体より推薦された候補から選出され、理事長および常任理事は、理事の互選によりこれを選任し、評議員会の承認を得る。

2. 理事長は、その会務を総理し、理事は、総務部会、競技部会、教育部会に所属し、会務を処理する。

3. 常任理事は、理事長を補佐し、各部会の会務を執行する。

第15条 評議員は、その所属団体を代表し、会計監事を除き、他の役員を兼ねることができない。

第16条 会計監事は、評議員の中から選出する。

第17条 役員任期は、2年とする。但し、再任を妨げない。

第4節 役員会

第18条 役員会は、評議員会、理事会および常任理事会とし、それぞれ会長が召集する。

第19条 役員会は、各々定数の $\frac{1}{2}$ 以上の出席をもって成立する。

第20条 1. 評議員会は、会長、副会長および評議員をもって構成し、常任理事が出席の上、理事会より提出された事項を審議し、決定する。

2. 評議員の代理は、所属団体の一員で、かつ、SAJ登録会員でなければならない。

第21条 理事会は、理事長、常任理事および理事をもって構成し、常任理事会より提出された事項を審議し、執行する。

第22条 常任理事会は、理事長および常任理事をもって構成し、連盟の重要事項を審議し、これを理事会に提出する。

第5節 部会

第23条 連盟には、その会務を円滑に行うため、総務部会、競技部会、教育部会の3部会を置く。

第24条 各部会には、部長1名、副部長2名を置き、常任理事がその任務に当たり、理事が部会員となる。

第25条 常任理事は、各部長、副部長を互選し、理事会の承認を得る。

第26条 各部会は、必要に応じ、若干名の専門委員を置くことができる。

第3章 会計

第27条 連盟の歳入は、入会金、年会費、寄付金その他の収入をもって、これにあてる。

第28条 1. 入会金および年会費については、別にこれを定める。

2. 既納の入会金および年会費等は、理由の如何を問わず返還しない。

第29条 連盟の会計年度は、毎年8月1日に始まり、翌年7月31日に終わる。

第4章 付則

第30条 この規約を変更しようとするときは、評議員会の議決を経なければならない。

第31条 この規約の施行に関し必要な事項は、その都度、会長が定める。

平成4年6月6日

部会会務分掌

奈良県スキー連盟規約第31条により、この会務分掌を定める。

総務部会、競技部会、教育部会における分掌は、次の通りとする。

〈総務部〉

- ① 評議員会、理事会等会議の事務処理
- ② 会議録の作成

- ③ 連盟全体の予算の立案と収支決算
- ④ 総務部の予算の立案と収支決算
- ⑤ 財産及び物品の管理
- ⑥ 文書の授受、発送および保管
- ⑦ 渉外業務の総括
- ⑧ (公財)全日本スキー連盟への団体加盟および会員登録等の事務処理
- ⑨ 規約、規定その他必要事項の周知徹底
- ⑩ その他、他の部に属さないもの

〈競技部〉

- ① 本連盟主催、主管のスキー競技関係行事の計画、立案および執行
- ② 競技部の予算の立案と収支決算
- ③ 選手の強化、選考および派遣
- ④ 公認資格者の(公財)全日本スキー連盟等への推薦、その資質の向上
- ⑤ 本連盟公認スキー競技会の認定
- ⑥ ジュニアの競技スキーの普及
- ⑦ 競技関係記録の整理並びに記録簿の作成
- ⑧ その他、競技スキーに関すること

〈教育部〉

- ① 本連盟主催・主管のスキー関係行事の計画、立案および執行
- ② 教育部の予算の立案と収支決算
- ③ スキー指導者の育成と強化
- ④ スノーボード指導者の育成と強化
- ⑤ 公認資格者の(公財)全日本スキー連盟等への推薦、その他資質の向上および技術研修
- ⑥ 本連盟主管のスキー教室等の承認
- ⑦ ジュニアのスキー普及
- ⑧ 関係記録の整理並びに記録簿の作成
- ⑨ その他、スキーに関すること

平成 19 年 5 月 12 日

登 録 規 定

第 1 条 奈良県スキー連盟規約第 31 条により、この規定を定める。

第 2 条 登録は毎年これを更新するものとし、8 月 1 日から 8 月 31 日までに登録手続きを完了しなければならない。

ただし、全日本スキー連盟の手続き日程により、その期限等を変更する場合があります、この場合は、各所属団体へ文書をもって連絡を行う。

第 3 条 本連盟を通じて(公財)全日本スキー連盟に登録したことにより、本連盟に登録したものみなす。

第 4 条 加盟金、年会費は、次の通りとする。

- (1) 団体加盟料 10,000 円
- (2) 団体年会費 40,000 円 (毎年 8 月 31 日までに当該年度分を納入するものとする)
- (3) 個人年会費 500 円 (毎年 8 月 31 日までに当該年度分を納入するものとする)

第 5 条 この規定の改廃は、評議員会の議決によるものとする。

平成 2 年 5 月 13 日

旅 費 内 規

第 1 条 奈良県スキー連盟規約第 31 条により、本内規を定める。

第 2 条 この内規は、本連盟会務遂行のため旅行する役員およびこれに準ずる者に支給する旅費に関する基準を定める。

第 3 条 旅費の種類は、交通費、宿泊費、日当、雑費および食事費とする。

第 4 条 旅費計算上の旅行日数は、旅行のために要した日数による。

第 5 条 交通費は、最も経済的な通常の経路および方法により使用した額とする。

第 6 条 1. 本連盟が委嘱した委員等を含む役員が、規約第 3 条に基づく競技会、検定会および研修会等本連盟が主催、主管する行事を遂行するために旅行する場合の旅費を支給するものとする。

2. 旅費の支給基準は、別表の通りとする。

第 7 条 本連盟から旅費の支給を受けて派遣された役員が、他の関係団体等から旅費等の支給を受けた場合は、本連盟より支給された額に相当する金額を本連盟に戻入しなければならない。

第 8 条 全日本・西日本関係への派遣については、次の通りとする。

- (1) 全日本スキー連盟評議員会 2 名
- (2) 西日本ブロック協議会 会長・理事長、必要に応じて各部長

第 9 条 この内規の改廃は、理事会の審議を経て評議員会の承認を得るものとする。

【別表】 旅費支給基準表

種 類	区 分	支 給 額 等	備 考
交通費	公共交通機関を原則	実費	規定運賃算出は J R もしくは近鉄奈良駅を起点とする。
宿泊費	一泊(2食付)	実費	10,000 円を限度
日 当	1 日につき	2,000 円	
	半日につき	1,000 円	午前出発・午後帰着のとき
食事費	朝 食	実費	700 円を限度
	昼 食	実費	1,000 円を限度
	夕 食	実費	2,000 円を限度
雑 費	会 議 費 等	実費	

平成 2 年 5 月 13 日

慶 弔 規 定

第 1 条 奈良県スキー連盟規約第 31 条により、この内規を定める。

第 2 条 本連盟の役員および役員の親族・所属団体長に対する慶弔見舞いについては、別表の通りとする。

第 3 条 この内規に定めない事項については、その都度理事会に諮り決定する。

第 4 条 理事会に諮る余裕がない場合は、会長、理事長および総務部長で決定し、事後理事会で報告するものとする。

第 5 条 役員は、慶弔事項が発生または関知した場合は、速やかに総務部長に通知するものとする。

第 6 条 この内規の改廃は、理事会の審議を経て、評議員会の承認を得るものとする。

【別表】 慶弔基準表

種 類	支 給 額 等	備 考
祝 金	第 3 条による	10,000 円 または、同等の祝い品
香 典	役員の死亡	香典 10,000 円 榊 時価
	役員の親族の死亡（配偶者および一親等） 所属団体長の死亡	香典 5,000 円 榊 時価
見 舞 金	入院 20 日以上	5,000 円 または、同等の見舞い品

平成 29 年 4 月 8 日

登 録 抹 消 ・ 再 登 録 規 定

第 1 条 奈良県スキー連盟規約第 31 条により、この内規を定める。

第 2 条 連盟への登録を抹消しようとする団体は、次に掲げる事項を記載した書類を添えて本連盟会長宛に当該年度の 8 月 31 日までに申請しなければならない。（申請書は総務部登録担当に送付する。）

1. 名称
2. 事務所所在地
3. 代表者の住所および氏名
4. 登録を抹消する理由

第 3 条 申請書の受理をもって、登録を抹消する。

第4条 連盟への再登録をしようとする団体（登録抹消を申請した団体に限る）は、次に掲げる事項を記載した書類を添えて本連盟会長宛に登録を希望する前年度の6月30日までに申請しなければならない。（申請書は総務部登録担当に送付する。）

1. 名称
2. 事務所所在地
3. 代表者の住所および氏名

第5条 連盟への再登録をしようとする団体は、本連盟規約「登録規定」により登録手続きを完了しなければならない。

第6条 本連盟を通じて（公財）全日本スキー連盟に登録したことにより、本連盟に再登録したものとみなす。

第7条 再登録に団体加盟料は必要としない。

第8条 この規定の改廃は、評議員会の議決によるものとする。